厚生常任委員会

令和6年2月15日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎溝部真紀子 横田 敏文 宮﨑 和彦

濱 眞理子 奥村 容子

中川議長

2. 欠席委員

○小城 世督

3. 理事者出席者

町 長 中西和夫 副 町 長 加藤 惠三 住民生活部長 栗本 公生 北 典子 住民生活部次長 細川 友希 福祉 課長 中原 潤 同課長補佐 子育て支援課長 中尾 歩美 同課長補佐 上山 泰史 健康対策課長補佐 徳田 貴世 国保医療課長 猪川 恭弘 環境対策課長 東浦 寿也 同課長補佐 乾 裕貴 住 民 課 長 峯川 敏明

4. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

5. 審查事項

別紙のとおり

開会(午前9時)

署名委員 横田委員、宮﨑委員

委員長

おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本 日の会議を開きます。

なお、小城委員から欠席の通告を受けております。

初めに、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、横田委員、宮﨑委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願いします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。 初めに、1. 継続審査を議題とします。

(1)環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策 課長 それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告をさせていただきます。

本町では、ごみ排出者の抜本的な意識改革を図り、ごみ減量化及び資源化を促進させるため、平成12年10月にごみ処理有料化を導入するなど、循環型社会の構築に向けて様々な施策を展開するとともに、平成29年5月8日には、ごみ処理施設を持たない町の責務として、ごみの発生抑制に努め、それでも出たごみは資源化を徹底し、ごみを燃やさない埋め立てないまちを目指し、ゼロ・ウェイスト宣言を制定し、とりくみを進めているところであります。また、令和3年2月には、循環型社会の形成に向けたこれからのごみ処理のあり方について、長期的な方針を明らかにするとともに、ごみ減量化・資源化のこ

れまでの流れを継続、発展させ、高齢社会の進展など社会構造の変化や安全かつ安定したごみの適正処理を着実に進めるため、斑鳩町一般廃棄物処理基本計画の改定を行ったところであります。

これまで、住民の皆さまのご理解ご協力により、住民一人1日あたりのごみ 排出量も令和4年度実績で723gと、ごみ処理有料化導入時の平成12年度 に比べ、約2割減量しており、着実にごみ処理量は削減してきているところで はありますが、資源化率の伸び悩みが大きな課題となっているところでありま す。

また、生ごみにつきましても、平成21年度より、生ごみ分別モデル事業を開始し、当初2自治会156世帯でありましたが、令和4年度末現在、98自治会6,954世帯と増加はしておりますが、近年5か年では、4自治会、117世帯の増と、モデル事業参加世帯もほぼ横ばい状況が続いており、また、生ごみ回収量も、世帯数は微増しておりますが、数年前より減少傾向にある状況であります。

また、高齢化社会におけるごみ出し支援策として、平成27年度より、ごみを地域の集積場所まで出すことが困難な世帯に対して戸別収集を行う、安心サポートごみ収集事業を実施し、令和4年度には、安心サポートごみ収集事業対象者要件の緩和を行い、更なる高齢者のごみ出し支援の充実を図っているところではございますが、超高齢社会といわれる中にあっては、更なるごみ出し支援の充実や収集体制の整備などが課題となっているところであります。

また、共働き世帯の増加や高齢により、自治会が管理する集積所の清掃当番等が難しいといったことや自治会に入っていないといった理由から、集積所の利用を断られるケースや集積所に関する地域内でのトラブルなども増加しており、集積所の維持管理なども課題となっております。

このような課題が山積する中、これらの課題を解決する方法として、現在の 家庭系ごみの収集方式でありますステーション方式より、戸別方式への収集方 式の転換について、令和7年度中の実施に向け、とりくんで参りたいと考えて おります。

この戸別方式による収集については、可燃ごみ、そして、生ごみの2種類を 収集対象として進めていきたいと考えております。 可燃ごみにつきましては、令和4年度に実施をいたしました家庭系可燃ごみ 組成調査において、まだまだ資源化できる紙類が16%程度含まれております ことから、これら紙類の資源化の促進や、同調査で全体の54%を占めており ます、生ごみの完全分別化を進め、資源化率の向上に努めてまいりたいと考え ております。

また、戸別収集の実施により、安心サポートごみ収集の利用までには至らないが、集積所までごみを持っていくのがつらい高齢者の方々や、小さいお子さんを家に置いたまま、集積所までごみを持っていくことが難しいといった子育て世代の方々に対する支援の充実や、集積所に起因する各地域のトラブルや自治会未加入者などのごみ排出問題の改善に向け、とりくんで参りたいと考えております。この戸別収集の実施により、現在、抱えております各種課題等の解決や改善が可能となるものと考えており、実施に際しての課題となります収集費用の増大につきましては、現在の収集費用と比較しても増大は避けられないものではありますが、これまで住民の皆さんのご理解ご協力により、ここまで排出量の減少や資源化が進み、処理費が削減したことにより、実現できる施策であるものと考えております。

今後は、収集に係ります詳細の協議を進め、議会にもご相談を申しあげなが ら、令和7年度中の実施に向けとりくんで参りたいと考えております。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関する ことにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 中川議長。

議 長 今、課長の説明の中で、可燃ごみと生ごみを家の前で収集する、今までのそ の他プラスチックやビン缶はステーションという考え方でええのかな。

委員長東浦環境対策課長。

環境対策 おっしゃるとおりでございます。最も住民に身近な排出物であります可燃ご

課長

み、生ごみにおいて先ほど説明をさせていただきました課題を改善するため、 とりくんでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思いま す。その他のプラスチック、不燃等々につきましては現行どおりステーション 方式での収集を継続してまいります。

議長

それやったら、してもらう可燃と生ごみだけやったら高齢者の方がステーションまで持っていきにくい、小さいお子さんを家に置いたままもっていきにくいから家の前で収集させてもらう。まあ、全世帯が生ごみを分けてもろて、全世帯で生ごみを資源化するいうのはわかるわ。それと自治会の問題で入ってないからステーション使われないから、ごみの出し方に自治会の中でトラブルというのもよう聞くし、わかるねんけど。それやったら、なんでビン缶、その他プラスチックも同じように家の前で取ってもらわれへんの。それはなんで取ってもらわれへんのか。そのステーションはまた自治会で管理せなあかんの違うの。残しとかなあかんねんから。その分けている意味がちょっとわからへん。

委員長

栗本住民生活部長。

住民生活 部長 今回計画しておりますのは、住民さんに一番身近な可燃ごみについて戸別収集をさせていただくと。週2回ございますので、毎回出されます、また衛生的な面もございます、そういったことから、まず可燃ごみと生ごみからはじめて、また住民の皆さんの声、議会の皆様からの声を聞く中で、次に検討していきたいと考えております。

議長

理解はしにくいけど、その次については今の、そうしてからまた次の状況を考えていくと言ったからあれやけど。それと、住民さんは助かると思う。家の前で出すだけやから。ただ、通学路の問題とか、ステーションで1回で何十軒分乗せるのんと、1軒ずつ収集するのと、パッカー車の動き方も違うと思うねん。そやから、生活道路の安全性も十分に考えていただきたい。特に通学路。その時間帯やから、その辺よろしくお願いしておきます。

委員長 奥村委員。

奥村委員

今回の流れに関しまして、本当の住民の皆さんのことを考えて、ご要望を考えてのご決断をいただいたということで、感謝したいと思っております。今回 大変な予算もいるかと思うんですけども、だいたい予算というのは、どういう 感じで見込まれておりますでしょうか。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時11分 休憩)

(午前9時11分 再開)

委員長 再開します。 東浦環境対策課長。

環境対策

課長

本事業につきましては、令和7年度中の開始に向け、これからとりくむということで。これから詳細な協議を各関係機関っていうんですか、業者等とも協議をする中で、最終的な予算を令和7年度予算に計上してまいりたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。 濱委員。

濱委員

資源化をね、進めるためにっていうのはすごく大事なことだと思いますけども。心配なのは議長もおっしゃったけども、ステーションもやりながらいうことだったら、例えばアパートならアパートのところのすぐ近くにステーション、ごみの集積場があるんやったら、2階とか3階の方のドアの前にごみ出すんじゃなくて、たぶん下に出してくださいというのだったら、今までと同じことになりますでしょ。その辺では十分に検討を進めていただいて、大変な人がきちんと出せるようにというのと、きちんと出してない、例えば可燃ごみのところに新聞紙がたくさん入っているというようなごみもたくさん見受けられるんです。だからそういうものを別にするわけでしょ、今度は、今予定している

のでは。新聞紙というのは、資源にいけるようにというふうに、細かいことですけれども、そういうふうに思ってはるんやったら、廃品回収だったりとか、そういうものとの兼ね合いとかだいぶありますでしょ。自治会に入ってないから資源回収のそういうところに出してなくて、普段の可燃ごみの中に古新聞も入れているという方の意識の改革とかね。そういうようなことと、どれだけ大変なのかとか、今おっしゃった自治会に入ってないとか、トラブルであるとか、そういうようなことをね。やっぱごみだけのことではなくて色々とやっていかないといけないことがあると思うのでね。これからもいろいろ知恵を絞って、できるだけ実施ができるようにっていうことで、委員会のほうでも皆さん意見を述べていきたいと思いますので。良いことだと思いますけれども、それがしっかり住民に根付いていけるようにというところで頑張っていただきたいなと思います。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題とします。(1)から(14)までは、令和6年第1回定例会提出予定案件に関連する報告事項です。このため、本日の委員会では質疑の時間は設けませんので、本会議上程後に質問してください。

それでは、(1)マタニティ・子育てタクシー利用料金助成制度の充実について、理事者の報告を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支 援課長 それでは、子育て支援課が所管します、令和6年度の主な新規、充実事業に ついて説明させていただきます。

まずはじめに、各課報告事項1番目のマタニティ・子育てタクシー利用料金 助成制度の充実についてでございます。資料1をご覧ください。 マタニティ・子育てタクシー利用料金助成制度につきましては、妊娠・出産 時の母体の保護と精神的・経済的な負担の軽減を図るため、妊婦等がタクシー を利用する際のタクシー料金の一部を助成する制度であります。

現在、妊婦及び1歳未満児の保護者を事業の対象者としておりますが、0歳から2歳の未就園児の保護者への支援を強化するため、対象者を、妊婦及び3歳未満児の保護者に拡大してまいります。

また、助成金額につきまして、里帰り出産時にも対応できるよう、1回あたりの上限額を690円から700円に引き上げるとともに、1人当りの上限額を10回分6,900円から、20回分1万4千円とし、さらなる子育て支援の充実を図るものであります。

以上、マタニティ・子育てタクシー利用料金助成制度の充実についての説明 とさせていただきます。

委員長 報告が終わりました。

次に、(2)こども家庭センターの運営について、理事者の報告を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支 援課長

各課報告事項2番目、こども家庭センターの運営についてであります。資料 2をご覧ください。

本町におきましては、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、平成29年10月から、健康対策課内に、子育て世代包括支援センターを設置し、また、令和3年4月からは、すべての妊産婦や子ども、子育て世帯を対象とし、特に、要支援児童及び要保護児童への支援強化をはかる拠点として、子育て支援課内に、子ども家庭総合支援拠点を設置し、双方が連携して支援を行ってまいりました。

一方、国におきましては、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を行うため、令和6年4月に児童福祉法及び母子保健法が改正施行され、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、市町村におい

て、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、各市町村が、こども家庭センターの設置に努めることとされました。こうしたことを踏まえまして、本町におきましても、こども家庭センターを設置し、さらなる支援の充実、強化を図るものであります。

まず、(1)センターの業務内容でありますが、児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等、実態把握・情報提供、必要な調査・指導等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整、保健指導、健康診査等、要保護児童対策地域協議会の調整機関であり、これまでに健康対策課及び子育て支援課で実施している業務内容となります。

次に、(2) 充実内容であります。まず、①体制の整備でありますが、子育て支援課が担当する児童福祉分野と健康対策課が担当する母子保健分野におきまして、一体的な運営を行ってまいります。②として、サポートプランの作成であります。より手厚い支援や継続的な支援、関係者の調整等が必要と判断される妊産婦や乳幼児、保護者や家庭等を対象とし、必要なサービスや利用スケジュールなど、具体的な支援内容を整理したサポートプランを作成してまいります。③として、子育て相談体制の強化であります。精神障害を持つ保護者の増加など、ケースの内容が複雑化し、対応が困難な事例が増加していることから、ソーシャルワークを担う精神保健福祉士を常勤の会計年度任用職員として配置し、相談体制の強化を図ってまいります。

次に、(3)事業開始日は、令和6年4月1日でございます。

以上、こども家庭センターの運営についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりました。

次に、(3)私立保育所等の運営支援の充実について、理事者の報告を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支 各課報告事項3番目、私立保育所等の運営支援の充実についてでございま 援課長 す。資料3をご覧ください。

令和6年4月に開園する、レイモンド斑鳩こども園、認定こども園法隆寺幼稚園を含め、町内の私立保育所等を利用する園児数は、全体の約6割を占めて

おり、本町のこどもたちが、安心して生活できる保育環境を提供するために は、保育人材の確保と保育の質の向上が不可欠であります。

このことから、町内の私立保育所及び認定こども園の保育士給与の処遇改善 や、障害児加配保育士の配置に対する補助金の額を増額し、私立保育所等にお ける人材確保及び保育の質の向上を進めてまいります。

まず(1)保育士給与改善費補助金についてであります。本町におきましては、平成27年度から、町内の私立保育所に常時勤務している保育士を対象に、運営法人に対し、1人月額4,500円の給与改善費補助金を支給しておりますが、奈良県におきましても、令和6年度から、保育人材の確保を目的に、同様の補助制度が開始されることから、この制度を活用し、給与改善額の上限を1人月額1万円に引き上げてまいります。なお、補助率につきましては、県1/2、町1/2であります。

次に(2)障害児保育事業費補助金についてであります。乳幼児期の健診等の充実により、障害者手帳や療育サービスを早期に受給するこどもが増える傾向にあり、保育園におきましても、個々の状況に合わせた個別の支援が必要となっております。しかしながら、特に、私立保育所等における加配保育士の配置は、運営法人の経費面での負担が大きく、奈良県の補助制度はあるものの、障害児を2名以上保育している等の要件があり、積極的な加配保育士の配置が進んでいない状況にあります。

このようなことから、支援を必要とする子どもが町内の希望する園で安心して生活できるよう、町内の私立保育所及び認定こども園において、障害児の加配保育士を配置する場合、奈良県の補助に加えて、町がさらに人件費の一部を補助することとし、人材の確保と保育の質の向上を図ってまいります。

①補助対象となる園児は、県の補助要綱と同様に、障害者手帳を交付された者、特別児童扶養手当の対象となる者、医師の診断書等により手帳や手当受給者と同程度の障害を有すると認められた者とします。②補助基準額は、加配保育士1人につき、月額13万1,250円とします。なお、補助基準額につきましては、障害児2人につき保育士2人を配置した場合の県の補助額210万円の1/2、105万円を町が上乗せ補助した315万円を基本に、1人当りの補助基準額を月額13万1,250円としております。

県の補助では、障害児を2名以上保育している等の要件がありますが、町では、受け入れを行う障害児の人数を上回らない範囲内で、加配した全ての保育士を補助対象とするとともに、県の補助で賄えない部分につきまして、町が補助を行うことにより、私立保育所等における、加配保育士の積極的な配置と、保育の質の向上を促進してまいります。

以上、私立保育所等の運営支援の充実についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりました。

次に、(4)斑鳩西幼稚園から転園する園児に対する給食費の支援について、理事者の報告を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長

各課報告事項4番目、斑鳩西幼稚園から転園する園児に対する給食費の支援 についてでございます。資料4をご覧ください。

令和6年4月に開園するレイモンド斑鳩こども園につきましては、令和3年度末に運営法人が決定し、令和4年度から2か年計画で施設整備を行っております。現在、斑鳩西幼稚園の年中クラスの保護者の方に対しては、令和3年10月の幼稚園の入園申し込み時点におきまして、認定こども園の運営法人も決定しておらず、具体的な運営内容についてご説明できない状況であったことから、これまでの保護者説明会の中でも様々なご意見をいただき、できる限りスムーズに移行できるよう対応を行ってきたところでございます。

そのひとつとして、斑鳩西幼稚園の在園児のうち、令和6年度の年長児への 特例措置といたしまして、保護者の経済的負担を軽減するため、増額となる給 食費の差額相当分の助成を行ってまいります。

1. 助成額でございますが、レイモンド斑鳩こども園の給食費は、1号認定、幼稚園部分の方で月額5,500円、2号認定、保育園部分の方で月額6千円であり、500円の差はおやつ提供分であります。

保護者徴収額につきましては、町立幼稚園の場合、弁当給食のため、実際の 食数分で給食費を負担されておりましたが、認定こども園につきましては、自 園調理による給食提供であるため月額料金とされており、現在の町立幼稚園の 1食あたりの給食費で、20日間提供した場合を想定し、月額料金を算定しております。

町助成額につきましては、レイモンド斑鳩こども園の給食費と保護者徴収額 との差額であり、町からレイモンド斑鳩こども園に対して、差額分の助成を行ってまいります。

- 2. 対象者でございますが、斑鳩西幼稚園の現在の年中クラスの内、レイモンド斑鳩こども園に転園する園児のみでございます。
 - 3. 対象人数でございますが、18人を予定しております。

以上、斑鳩西幼稚園から転園する園児に対する給食費の支援についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりました。

次に、(5)町立保育園保育室記録用カメラの設置について、理事者の報告 を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支 援課長

各課報告事項5番目、町立保育園保育室記録用カメラの設置についてでございます。資料5をご覧ください。

保護者が安心して子どもを預けることができる保育環境の整備として、町立 保育園の保育室に記録用カメラを設置し、より安全、安心な教育、保育環境の 提供を進めるとともに、日々の教育、保育の振り返りのツールとして活用し、 保育の質のさらなる向上に努めてまいります。

(1)設置場所でございますが、たつた保育園の保育室7室、あわ保育園の保育室9室、合計16室に設置いたします。(2)設置内容でございますが、各保育室の天井にアイボール型のカメラを各1台、職員室に録画用のビデオレコーダーと液晶ディスプレイを1台設置してまいります。(3)設置予定時期でございますが、令和6年10月頃に設置を予定しております。

以上、町立保育園保育室記録用カメラの設置についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりました。

次に、(6)国民健康保険税の適正な税率等について、理事者の報告を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療課長

それでは、国保医療課のほうから、各課報告事項(6)国民健康保険税の適 正な税率等についてご報告申しあげます。資料6-1をご覧ください。

去る12月14日、及び2月5日に国民健康保険運営協議会を開催し、令和6年度以降の国民健康保険税のあり方について諮問しておりましたところ、答申をいただきましたので、ご報告をさせていただきます。

答申の内容でございますが、令和6年度に奈良県下の国民健康保険の保険税(料)の率が統一され、県単位化が新たなスタートを切ることとなる。平成30年度の国民健康保険制度の改革から5年以上が経過し、新制度として定着してきたが、この間、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による急激な加入者の減少や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大といった、かつて経験したことのない変化に直面するなか、国民健康保険制度は、国民皆保険制度を支える公的医療保険制度として、安定的な財政運営や効率的な事業運営を継続することが必要である。こうした状況から、制度改革の趣旨を踏まえ、国保財政を安定的に持続可能なものとするためにも、奈良県ではこれまで減免制度をはじめ、国民健康保険制度の運用の統一化を進められてきたことから、令和6年度に統一される保険料(税)率については、奈良県が示している率に基づいて設定することが妥当であると考える。というものでございます。

次に、裏面をご覧いただけますでしょうか。令和6年度の税率改定でございますが、まず、基礎課税額の所得割額を7.62%から7.64%に、被保険者均等割額を26,800円から27,600円にそれぞれ引き上げ、世帯別平等割額を22,700円から20,000円に引き下げるものであります。

次に、後期高齢者支援金等課税額は、所得割額を3.15%から3.27% に、被保険者均等割額を10,900円から11,500円に、世帯別平等割 額を8,000円から8,400円に、それぞれ引き上げるものであります。

介護納付金課税額は、所得割額を3.17%から3.03%に、被保険者均等割額を17,800円から16,900円に、それぞれ引き下げるものであります。介護分につきましては、国が示します市町村標準保険料率に基づき、

納付金の本算定をされた結果、医療分と後期分につきましては、変更はございませんでしたが、介護分については、県がこれまで示していました、所得割3.53%、均等割20,300円を下回る、所得割3.03%、均等割16,900円という算定結果が出てきました。

このため、県では、本年1月12日に開催されました奈良県国民健康保険運営協議会におかれて協議され、今回の統一保険料率については、この結果を踏まえ、介護分につきましては、本算定結果に合わせることとされたところであります。

これらを踏まえて、いただきました答申に基づき、保険税率改定に係る国民 健康保険税条例の改正案を3月の町議会定例会に上程してまいりたいと考えて おります。

次に、資料2枚目の6-2をご覧ください。国民健康保険税の賦課限度額や 軽減判定所得基準の改正についてでございます。

これまで斑鳩町では、地方税法施行令の改正に合わせまして、施行令が出されます年度末に専決処分により改正を実施してきましたが、奈良県内の他の市町村では年度が変わってから議会の議決により改正をされ、1年遅れで改正を行っている団体もあり、県内では統一されていないのが現状でございます。

そのため、県内統一保険料率を決める際に参考となります市町村標準保険料率の算定に使用してまいります、これらの賦課限度額等につきましても、その算定時点で施行されている政令に定める額とし、奈良県内統一しようとするものでございます。このため、令和6年度で賦課限度額を医療分65万円、後期分22万円、介護分17万円で統一し、以降は、政令の施行年度から1年ずれる形で改正していくこととなってまいりますので、よろしくお願いを申しあげます。

最後に、令和6年度の被保険者証の有効期限についてでございますが、令和6年12月2日から、いわゆるマイナ保険証が施行されますが、令和6年度につきまして、4月からの国民健康保険の被保険者証の有効期限を令和7年7月31日までとして発行する予定をいたしております。

これは、いわゆるマイナ保険証の施行日が、令和6年12月2日からと決まりましたが、その日までに発行してまいります保険証は、その有効期限が令和

6年12月2日から1年以内でございましたら、そのまま使用ができることや、被保険者に交付します限度額認定証や70歳以上の方に交付しています高齢受給者証の期限が令和6年8月1日から令和7年7月31日になることなど、その切り替えに合わせる形で発行してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申しあげます。

なお、令和7年8月1日以降は、マイナ保険証を持たれていない方などにつきましては資格確認証を発行することとなってまいります。

以上、国民健康保険税の適正な税率等についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりました。

次に、(7)福祉医療費助成の現物化について、理事者の報告を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療課長

それでは各課報告事項の(7)福祉医療費助成の現物化について、ご報告申 しあげます。

現在、奈良県内の市町村では未就学児について、令和元年8月から現物給付方式が導入されておりますが、令和6年8月からは、その範囲を小中学生まで拡大して実施することとなっておりました。その中で、子ども医療費助成の対象年齢が、令和5年8月から県内全市町村で18歳まで拡大されたこと。また町村会が実施されましたアンケートによりまして、現物給付の年齢を18歳まで適用することにつきましても、全市町村が拡大実施できるという共通した意見を持っておりますことから、子どもの医療費助成の現物化が、令和6年8月から拡大される予定となっております。

なお、このことに係ります子ども医療費助成、または、ひとり親家庭医療費助成、心身障害者医療費助成にかかる条例の改正を3月議会に提出する予定としておりますので、よろしくお願いを申しあげます。

委員長

報告が終わりました。

次に、(8)1か月児健康診査受診費用助成制度の創設について、理事者の

報告を求めます。 北住民生活部次長。

住民生活 部次長

健康対策課より、(8)1か月児健康診査受診費用助成制度の創設について ご報告させていただきます。

斑鳩町では、子どもの疾病等の早期発見をするとともに、保護者への育児の助言などを目的に、3、4か月児健康診査等の乳幼児健診を実施しているところでございます。

この度、こども未来戦略の加速化プランにおいて、妊娠期からの切れ目ない 支援の実現に向け、産後から就学前までの健診体制の整備を行うこととなり、 令和6年度から1か月児健康診査の受診費用の助成制度を実施してまいりま す。この健康診査を助成することにより、子どもの発育状況や疾病の早期発見 だけでなく、育児不安の軽減等をはかり、虐待の予防及び早期発見につなげて まいりたいと考えております。

助成金の額は、乳児1人につき、上限4千円を助成し、子育て支援の充実を 図ってまいりたいと考えております。

以上、1か月児健康診査受診費用助成制度の創設についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりました。

次に、(9)5歳児健康診査の実施について、理事者の報告を求めます。 北住民生活部次長。

住民生活

それでは、(9)5歳児健康診査の実施についてでございます。

部次長

近年、小学校入学後に対人関係、行動、コミュニケーション、社会性に問題を有する子どもが増えており、不登校や虐待につながる恐れがあります。そこで、子どもが抱える問題を早期に発見し、保護者が正しく子どもを理解し、適切な支援につなげるため、5歳児健康診査を実施し、産後から就学前までの健診体制の充実をはかってまいります。

この健康診査は、保健センターでの集団健診で実施し、保健師や管理栄養士だけでなく、公認心理士も加わり、身体発育状況や精神発達の状態や社会性の

発達等を確認し、子どもの特性に合わせた適切な支援を行ってまいります。 以上、5歳児健康診査の実施についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりました。

次に、(10)産後ケア事業の充実について、理事者の報告を求めます。 北住民生活部次長。

住民生活

(10) 産後ケア事業の充実についてでございます。

部次長

産後ケア事業につきましては、産後も安心して子育てができるよう、心身のケアや育児のサポート等を必要とする、出産後1年以内の母子を対象に、ショートステイやデイサービス、アウトリーチの実施方法により支援しているところです。

現在、就業率の増加や家族形態等の社会情勢の変化に伴い、里帰り等による サポートを得にくい状況の中、妊娠期から切れ目ない支援を行う伴走型相談支 援と出産・子育て応援給付金による経済的支援により、産後ケア事業の利用し やすい環境が必要となっております。

そこで、利用者の所得の状況に関わらず利用できるよう、利用者負担の軽減 を図り、さらなる子育て支援の充実を図ってまいります。

自己負担額の減額または免除につきましては、一般世帯では、乳児1人につき5回を上限として、1回あたり2,500円を減額いたします。ただし、差し引いた額が食費及び交通費を下回る場合は、食費及び交通費を自己負担額といたします。また、非課税世帯または生活保護世帯では、乳児1人につき1回あたり5千円を減額してまいります。

以上、産後ケア事業の充実についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりました。

次に、(11)新型コロナウイルス感染症予防接種費用助成制度の創設について、理事者の報告を求めます。 北住民生活部次長。

住民生活

(11)新型コロナウイルス感染症予防接種費用助成制度の創設についてで

部次長

ございます。

新型コロナウイルスワクチン予防接種につきましては、令和5年度までは特例臨時接種として全額公費にて実施してまいりましたが、令和6年度からは予防接種法のB類疾病に位置付け、定期接種として実施することとなります。

そこで、令和6年度の定期接種化の際には、被接種者に費用負担が生じることとなりますが、予防接種に係る費用の一部助成を行い、新型コロナウイルス 感染症の重症化予防を図ってまいります。

助成対象者は、定期接種の対象となります、満65歳以上の人及び、満60 から65歳未満の者で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障害またはヒト免 疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する人となります。

助成回数は、ひとりにつき年1回とし、助成金の額は、予防接種に要した費用の1/2の額とし、接種1回につき3,500円を上限といたします。

以上、新型コロナウイルス感染症予防接種費用助成制度の創設についてのご 報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりました。

次に、(12)町公共施設等照明設備のLED化について、理事者の報告を 求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策 課長 それでは、各課報告事項の(12)町公共施設等照明設備のLED化について、ご説明をさせていただきます。

資料11をご覧いただけますでしょうか。現在、町公共施設の照明として使用している、蛍光灯、水銀灯については、2015年に施行された、水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく規制や、2030年までに家庭やオフィス、工場などすべての照明器具をLEDや有機ELにするという国の目標などもあり、メーカー各社が生産終了を発表しておるところであります。

また、斑鳩町地球温暖化対策実行計画の策定に伴い、温室効果ガスの削減、 目標達成に向けたとりくみを推進することとしており、そのひとつとして、照明のLED化を掲げており、令和5年度より複数年の計画で、町公共施設等に おける照明設備のLED化を進めているところでございます。 照明のLED化によりまして、通常の蛍光灯と比べて、温室効果ガスが約60%削減可能とされており、また、器具の交換、耐用年数につきましても、通常の蛍光灯で約3年のところ、LED照明では10年以上とされております。

それでは、まず、(1)対象施設でありますが、町の公共施設といたしまして、令和6年度では斑鳩町地球温暖化対策実行計画の対象施設、37施設の内の9施設としております。次に、(2)実施計画としましては、令和6年度では、避難所施設といたしまして、生き生きプラザ斑鳩、避難所以外の施設といたしまして、いかるがホール、各学童保育室、各老人憩の家、斑鳩文化財活用センター、町立図書館としております。続いて、(3)実施概要といたしましては、既存照明設備の、蛍光灯、水銀灯、ダウンライト等のLED化を実施してまいります。最後に、(4)地方債の活用等としまして、施設の状況等により、緊急防災・減災事業債、脱炭素化推進事業債を活用してまいりたいと考えております。

以上、町公共施設等照明設備のLED化についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりました。

次に、(13)介護予防活動支援事業の助成について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、各課報告事項の(13)介護予防活動支援事業の助成につきましてご報告申しあげます。

地域におきまして、介護予防に役立つ自発的な活動、高齢者の閉じこもり防止、地域住民同士の情報交換、助け合いを目的とした活動が広く実施され、地域の高齢者が主体的に介護予防活動等に参加する地域社会の構築を目指し、地域における介護予防活動等の育成及び支援を行う既存の斑鳩町介護予防活動支援事業を、令和6年度以降も継続して実施するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でありますが、効力の延長について、要綱の効力を3年間延長し、 効力が失われる期日を令和9年3月31日までといたします。 施行期日につきましては、公布の日から施行いたします。

以上、介護予防活動支援事業の助成についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりました。

次に、(14) 高齢者優待利用券について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、各課報告事項の(14)高齢者優待利用券についてにつきまして ご報告申しあげます。

斑鳩町高齢者優待券のうち、ICOCAを選択した者が交付を受けることができる、斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里入館券を、斑鳩町高齢者優待共通利用券とし、使用範囲にすこやか斑鳩・スポーツセンタートレーニング機器の利用を加えるものでございます。

以上、高齢者優待利用券についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりました。

令和6年第1回定例会提出予定案件に関連する報告事項は以上です。

次に、(15)住民税均等割のみ課税世帯への給付及び低所得者の子育て世帯への加算について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、各課報告事項の(15)住民税均等割のみ課税世帯への給付及び 低所得者の子育て世帯への加算についてにつきまして、ご報告をさせていただ きます。恐れ入りますが、資料12をご覧いただけますでしょうか。

本事業につきましては、令和5年10月26日に政府で開催されました政府 与党政策懇談会における総理指示及び、令和5年11月2日に閣議決定されま した、デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、先に実施いたしました デフレ完全脱却のための総合経済対策における低所得の住民税非課税世帯への 7万円の給付金に加え、住民税均等割のみ課税世帯へも給付金を支給し、併せ て令和5年度における住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への給 付への加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童に対し 給付金を支給するものでございます。当該事業に要する経費につきましては、 令和6年2月9日に補正予算を専決処分させていただいております。

それでは、事業の実施概要につきましてご説明をさせていただきます。

まずはじめに、1、給付金の支給額でありますが、①として、住民税均等割 のみ課税世帯につきましては、1世帯あたり10万円であります。そして、② として、こども加算の支給額は、18歳以下の児童1人あたり5万円でござい ます。次に、2、対象者でありますが、①といたしまして、住民税均等割のみ 課税世帯の対象者は、令和5年度における個人住民税均等割非課税世帯以外の 世帯であって、個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯 であります。そして、②として、こども加算につきましては、令和5年度にお ける住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への給付を行う当該支給 対象者の世帯員である18歳以下のこども、生年月日でいいますと平成17年 4月2日生まれ以降の児童となります。次に、3、基準日でありますが、令和 5年12月1日に住民登録のある世帯となります。次に、4、対象世帯見込数 でありますが、①として、住民税均等割のみ課税世帯は700世帯、②とし て、こども加算の対象児童は650人と見込んでおります。次に、5、支給の 流れでありますが、(1)住民税均等割のみ課税世帯の場合、これは、その世 帯に18歳以下の児童がいた場合のこども加算も含みますが、令和6年3月下 旬頃、対象者に対し確認書を送付し、その確認書を受け取られた方は、内容を 確認し、給付金の受給該当者であると確認された方は、同封の返信用封筒にお いて、その確認書を返送していただき、役場においてその内容を確認し、返送 された確認書に不備がない場合、随時、支給をしてまいります。次に、(2) 住民税非課税世帯へのこども加算でありますが、令和6年3月下旬頃、対象者 に対し、支給のお知らせを送付し、振込口座の変更等なければ支給をしてまい ります。最後に、6、広報でありますが、町ホームページにおいて給付金情報 について掲載予定であります。また、申請期限のお知らせ等は町広報紙におい ても掲載予定としております。

以上、住民税均等割のみ課税世帯への給付及び低所得者の子育て世帯への加 算についての報告とさせていただきます。 委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 中川議長。

議長

この加算してもらうについて、影響額ってどれぐらいやろ。

委員長

中原福祉課長。

福祉課長

こども加算の分が追加で加算される分になりますけれども、見込んでいる児童数が650人でありますので、1人あたり5万円となりますので、3,250万円分がこども加算としての追加分として見込んでいるところでございます。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。 猪川国保医療課長。

国保医療課長

国保医療課から、国保税滞納繰越分の調定額の更正について、ご報告を申しあげます。

国保税滞納繰越分に係ります財務会計上の調定額につきまして、今回、課税 台帳でございます国保税システムとの検証を行いまして、税額更正等の調定手 続きが行われていなかったものがあることを確認いたしましたので、財務会計 上の調定額を更正させていただくものでございます。

滞納繰越分に係ります更正する額につきましては、120万円程度で、調定額が増加するものでございます。

財務会計上の調定額につきましては、手続きが行われていなかったものがあった原因につきまして、あくまで推測ではございますが、古く紙台帳の時代に 手作業で集計事務を行っていたためでないかと考えております。 今回、滞納額が大幅に減少したことから検証を行い、滞納繰越分に係る課税 台帳でございます、国保税システムの調定額が正しいことを確認できましたの で、その差額分につきまして、財務会計上の調定額を年度末に更正させていた だく予定でございます。

なお、この処理によりまして住民へ通知している額に変更はなく、不利益等 の影響もございません。以上でございます。

委員長

ほかにございませんか。 猪川国保医療課長。

国保医療課長

それでは続きまして、出産一時金の状況についてでございますが、令和5年 12月の委員会で、中川議長のほうから、過去には出産一時金の額が国保は他 の保険より少なかったが、現状は他の保険とどうなっているか、とのいうよう なご質問をいただいておりました。

現在では、全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽなど、出産育児一時金に つきましては、50万円が支給されております。国民健康保険につきまして も、同額の支給という形になっております。以上でございます。

委員長

ほかにございませんか。 東浦環境対策課長。

環境対策 課長

環境対策課より、脱炭素社会に向けたとりくみにかかる連携協定の締結についてご報告をさせていただきます。

2030年温室効果ガス46%の削減目標、そして2050年カーボンニュートラルの実現に向け、現在、様々なとりくみが全国的に進められております中、綿密な相互の連携により、本町における脱炭素に向けた意識の醸成やとりくみを促進し、脱炭素社会の実現に向け、大和信用金庫と協定を締結する運びとなりましたので、ご報告させていただきます。

日程は、今月、27日火曜日午後2時から、大和信用金庫理事長をはじめと する関係者をお迎えし、本町にて締結式を挙行させていただきます。

本協定の目的でありますが、国が掲げる目標を達成するには、行政だけでは なく、事業者、住民が一体となり連携、協力したとりくみが不可欠であります が、連携協定締結により、町内企業における脱炭素に向けた設備投資に対して の特別融資制度の支援や、脱炭素への意識の醸成およびとりくみ促進に向けた セミナーの開催などを通じて、本町における脱炭素に向けた意識の醸成やとり くみの促進を図っていくことを目的としております。

以上、環境対策課からのご報告とさせていただきます。

委員長 これらの報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長ないようですので、各課報告事項については終わります。

続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。 中川議長。

議 長 令和6年の4月、新年度は保育、待機児童は大丈夫やと以前の委員会では課 長、言ってはったけど、今、どんな状況やねんやろ。

委員長中尾子育て支援課長。

子育て支 12月末に一次選考の内定通知は送っておりまして、その時点で待機児童は 援課長 発生しておりません。今、2月末までを締め切りに、二次の申請を受け付けし ておりまして、まだ集計のほうはできてはおりませんけども、今のところは待 機児童発生しない、4月1日時点では発生しない見込みではあります。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。 以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。 なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただき たいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会します。 お疲れさまでした。

(午前10時01分 閉会)